

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
新城市	豊鉄タクシー	(1) 西部線	川田原滝	新城駅	新城東高校	往13.8km 復13.8km	245日	735回		路線定期	①	新豊線及びJR飯田線への接続	③
	豊鉄タクシー	(2) 西部線	川田原滝	新城駅	新城東高校	往17.4km 復17.4km	245日	490回		路線定期	①	新豊線及びJR飯田線への接続	③
	新城市	(1) 塩瀬線 (塩瀬～布里～大海駅)	塩瀬 月一金2 便/日 土1便	布里	大海駅	往16.6km 復16.6km	293日	390.5回		路線定期	①	新城病院上平井田口線及びJR飯田線への接続	③
	新城市	(2) 塩瀬線 (上島田～只持～玖老勢)	上島田 月一金4 便/日 土3便	只持	玖老勢	往18.4km 復18.4km	293日	561.5回		路線定期	①	新城病院上平井田口線への接続	③
	新城市	(3) 塩瀬線 (上島田～布里～大海駅)	上島田 1便/日	布里	大海駅	往22.3km 復 km	293日	146.5回		路線定期	①	新城病院上平井田口線及びJR飯田線への接続	③
	新城市	(4) 塩瀬線 (大海駅～玖老勢～上島田)	大海駅 2便/日	玖老勢	上島田	往25.4km 復 km	293日	293回		路線定期	①	新城病院上平井田口線及びJR飯田線への接続	③
	新城市	(5) つくであしがる線 (火曜日ルート2便・3便)	診療 所前	中河内老人 憩いの 家	診療 所前	往24.2km 循環	51日	102回		路線定期	①・②(1)	作手線への接続	③
	新城市	(6) つくであしがる線 (水・土曜日ルート1便)	高里	大和田	診療 所前	往35.6km 循環	98日	98回		路線定期	①・②(1)	作手線への接続	③
	新城市	(7) つくであしがる線 (木曜日ルート1便)	高里	大和田	診療 所前	往28.7km 循環	50日	50回		路線定期	①・②(1)	作手線への接続	③
	新城市	(8) つくであしがる線 (木曜日ルート2・3便)	診療 所前	大和田	診療 所前	往29.9km 循環	50日	100回		路線定期	①・②(1)	作手線への接続	③
	新城市	(9) つくであしがる線 (金曜日ルート1便)	高里	田代老人 憩いの家	診療 所前	往30.5km 循環	49日	49回		路線定期	①・②(1)	作手線への接続	③
新城市	(10) つくであしがる線 (金曜日ルート2・3便)	診療 所前	田代老人 憩いの家	診療 所前	往31.7km 循環	49日	98回		路線定期	①・②(1)	作手線への接続	③	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新城市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,788
交通不便地域	13,498

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
13,498	旧鳳来町 旧作手村	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
37,788	$37,788人 * 150円 * 2400,000円$	8,068,000円